

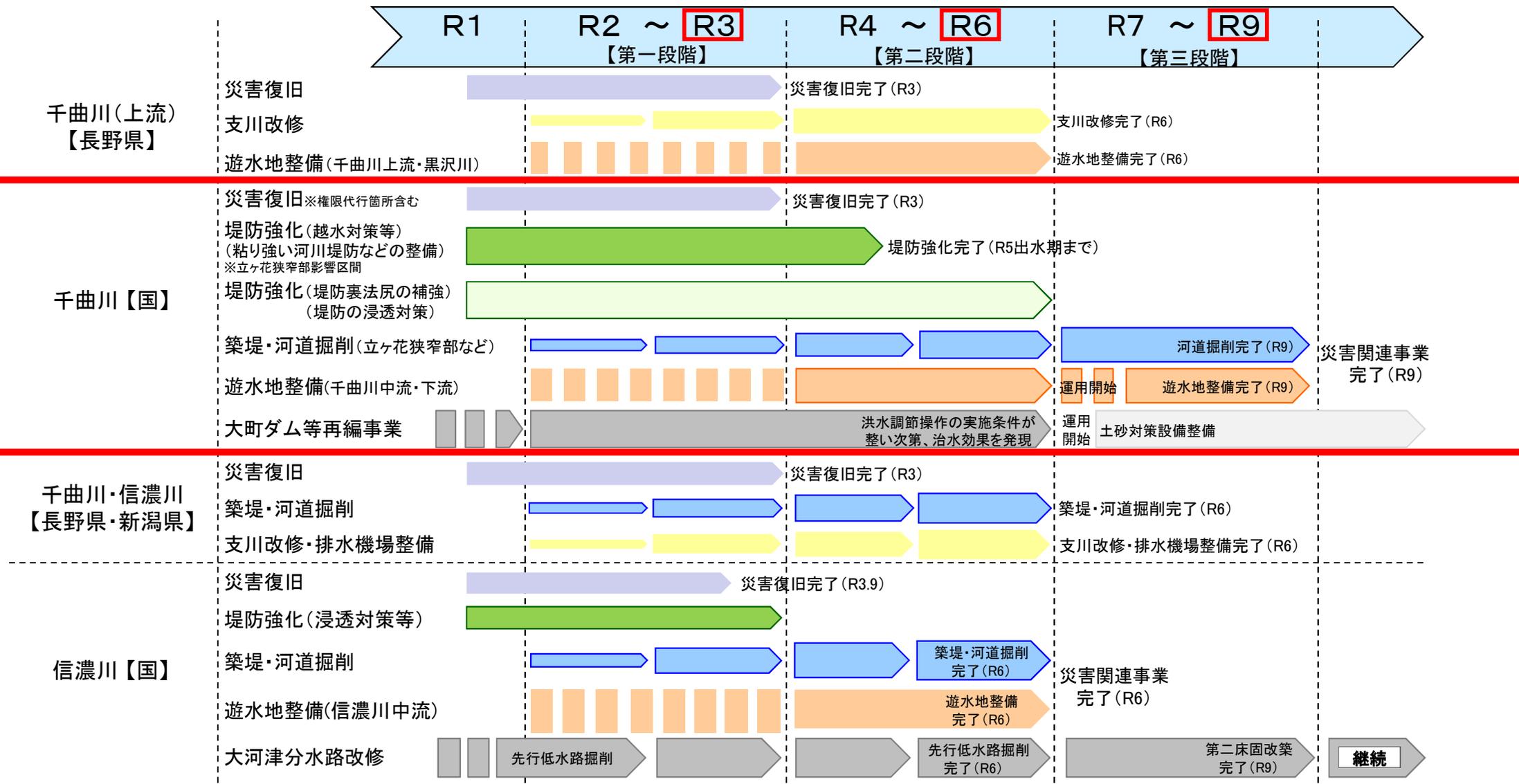
信濃川水系緊急治水対策プロジェクト  
【塩崎遊水地について】

国土交通省 千曲川河川事務所

# 1. プロジェクトの概要



- 【第一段階(復旧)】 災害復旧を令和3年度までに完了(国(権限代行含む)は令和3年出水期まで、県は令和3年度)。並びに大河津分水路などの下流域の整備に応じた河道掘削(立ヶ花狭窄部など)を順次実施
- 【第二段階(復興)】 改良復旧である堤防強化(粘り強い河川堤防構造など)や遊水地、大町ダム等再編事業(容量再編)を完了
- 【第三段階(復興)】 遊水地、河道掘削(立ヶ花狭窄部など)を令和9年度完了



# 遊水地計画地 位置図

- 令和元年東日本台風に対する治水対策として、直轄管理区間において、5箇所の遊水地整備を予定。
- プロジェクト目標年度までの遊水地事業完成を目指す。



※遊水地は現在計画検討中であり、範囲等は確定したものではありません。

## 2. アンケート結果

- ・長野市にて遊水地計画地に土地をお持ちの方、耕作されている方を対象に「用地買収方式」前提としたアンケート調査を実施。
- ・アンケート結果を踏まえ、**塩崎遊水地は「用地買収方式」を主に事業を進める。**

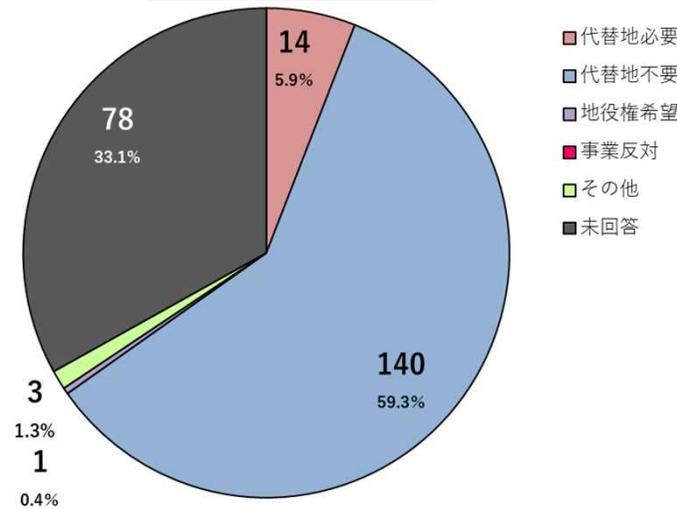
## 【地権者】・代替地は必要ですか？

	件数	
代替地必要	14	5.9%
代替地不要	140	59.3%
地役権希望	1	0.4%
事業反対	0	0.0%
その他	3	1.3%
未回答	78	33.1%
計	236	

### 【その他の意見】

- ・評価額により検討したい。
- ・耕作地毎別々に検討したい。

代替地について (件)



代替地を希望されている方の土地面積 (㎡)

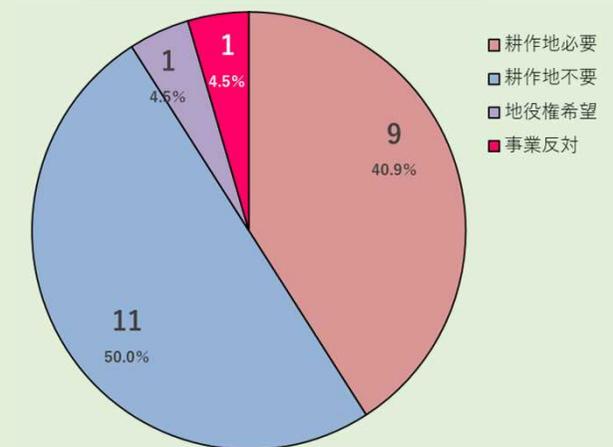


## 【土地を借りて耕作されている方】

### ・代わりの耕作地は必要ですか？

	件数	
耕作地必要	9	40.9%
耕作地不要	11	50.0%
地役権希望	1	4.5%
事業反対	1	4.5%
合計	22	

代わりの耕作地について (件)



## <アンケートに基づく集計> 【地権者】

- ・地権者236件のうち、代替地が必要と回答いただいた方は14件 (5.9%)
- ・代替地を必要とする面積※は約15,000m<sup>2</sup> (※代替地を必要とする方が所有する土地面積の合計)

## <アンケートに基づく集計> 【土地を借りて耕作されている方】

- ・回答いただいた22件のうち、代わりの耕作地を必要とする方は9件 (40.9%)

## < 用地買収方式を受け入れる事が可能な条件 >

### 【選択項目】

- ・ 買収単価又は補償が十分であればよい。 (24件)
- ・ 希望する代替地が確保できればよい。 (3件)
- ・ 耕土を代替地に入れ替えてもらえればよい。 (3件)

## < その他意見・要望 >

### 【補償関係】

- ・ 適正に買収価格を設定してほしい。 (5件)
- ・ 早急に買収価格を提示してほしい。 (1件)
- ・ 植え替えてから収穫できるまでの期間の補償をお願いしたい。 (3件)
- ・ いつまで耕作が可能か示してほしい。令和5年度は耕作できるのか。 (1件)
- ・ 堤外民地も一緒に買収してほしい。 (2件)
- ・ 果樹の植え替えをお願いしたい。 (1件)

### 【事業関係】

- ・ 内水対策の検討結果を示してほしい。 (7件)
- ・ 早急に遊水地事業(用地買収)を進めてほしい。 (5件)
- ・ 異常気象を考慮した事業計画に見直してほしい。 (3件)

### 【遊水地整備後の管理について】

- ・ 遊水地整備後の管理についてしっかり検討してほしい。 (2件)
- ・ 遊水地整備後の地内利用方法について検討、説明してほしい。 (2件)

## < その他意見・要望に対する回答 >

### 【補償関係】

⇒ 「6. 令和5年度以降の予定 (P.22～)」、「7. 用地補償の進め方 (P.25～)」にて説明。

### 【事業関係】

⇒ 「5. 内水対策 (P.20～)」、「6. 令和5年度以降の予定 (P.22～)」にて説明。

### 【遊水地整備後の管理について】

⇒ 遊水地整備後の管理については、遊水地内を有効活用できるよう、長野市・地域と相談しながら検討を進めて参ります。

## < 用地買収方式を受け入れる事が可能な条件 >

(選択項目)

- ・ 買収単価又は補償が十分であればよい。 (2件)
- ・ 希望する代替りの耕作地が確保できればよい。 (1件)

## < その他意見・要望 >

(補償関係)

- ・ 補償内容が決まってから判断したい。
- ・ 用地買収に伴い、失われる収入に見合う補償をしてもらいたい。
- ・ いつまで耕作が可能か示してほしい。令和5年度は耕作できるのか。
- ・ 代替りの耕作地の調整をお願いしたい。

(遊水地整備後の管理について)

- ・ 遊水地整備後、遊水地内の土地を借りて耕作したい。

## < 事業反対の方からの意見 >

- ・ 遊水地の効果について疑問である。農地を犠牲にするほどの価値はない。

## < その他意見・要望等に対する回答 >

【補償関係】

⇒ 「6. 令和5年度以降の予定 (P.22～)」、「7. 用地補償の進め方 (P.25～)」にて説明。

【遊水地整備後の管理について】

⇒ 遊水地整備後の管理については、遊水地内を有効活用できるよう、長野市・地域と相談しながら検討を進めて参ります。

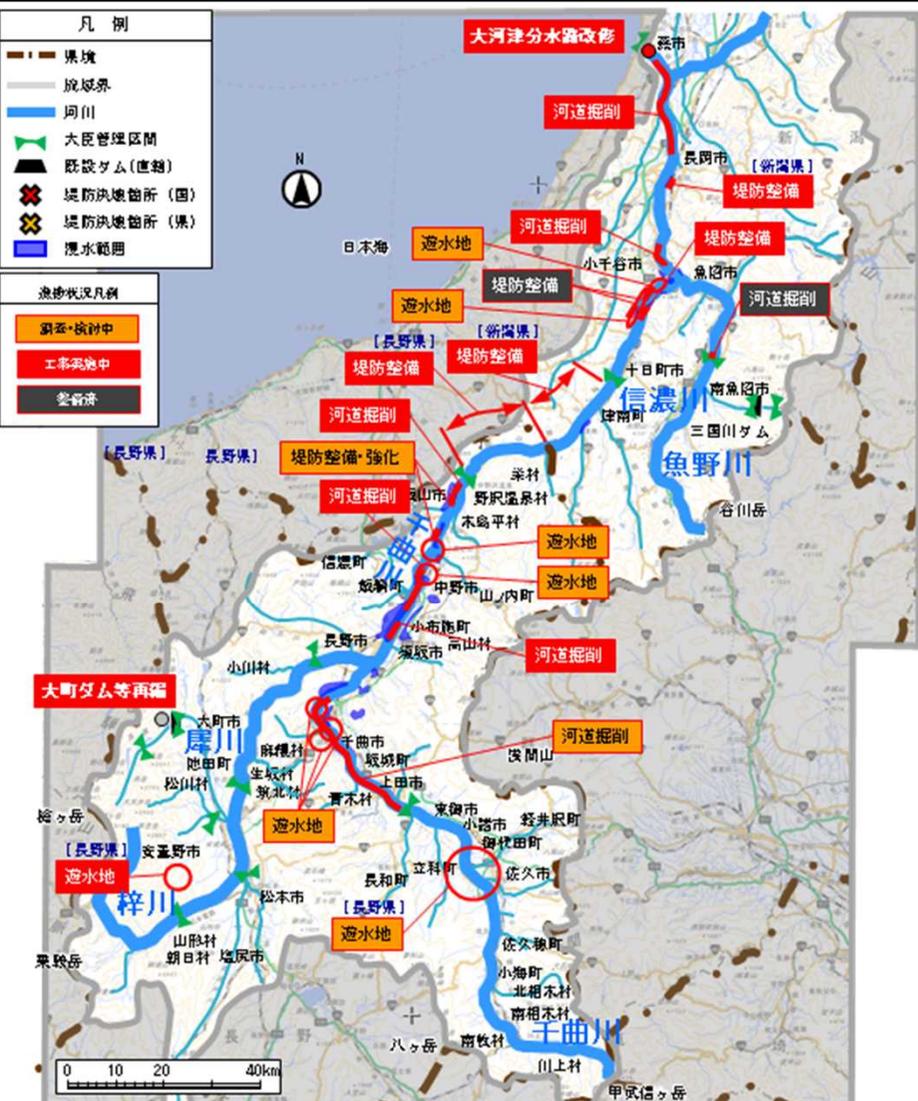
【遊水地の必要性】

⇒ 「3. 遊水地の必要性 (P.9～)」にて説明。

### 3. 遊水地の必要性

# 遊水地の必要性について（上下流バランスを踏まえた河道掘削・遊水地整備）

- ・プロジェクトでは、千曲川を含む信濃川流域全域で、上下流バランス※を見ながら河道掘削を実施する計画としている。
- ・河道掘削のみではプロジェクトの目標を期間内に達成することができないため、遊水地等「洪水を貯留する機能」を有する事業も合わせて実施する。



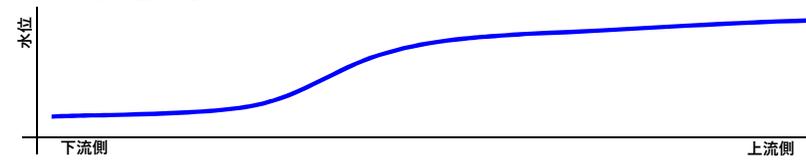
※上下流バランスとは  
河道掘削は河川水位を下げるため有効な手段ではあるが、局所的に掘削することで、下流域で水害リスクが上がるおそれがある。  
本プロジェクトでは、河道掘削により上流域・下流域での水位の変動を流域全体で確認し、流域全体で水位低下を図れるよう、河道掘削箇所を選定している。

## 河道掘削実施前（現況）

■河川の状況（上空より）※イメージ



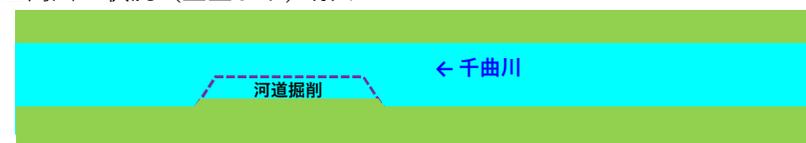
■水位縦断面図 ※イメージ



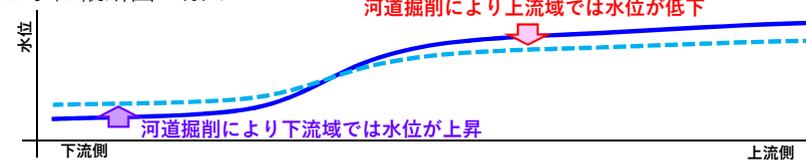
川幅の狭い区間の上流側は「堰上げ」により水位が高い状態にある。

## 河道掘削のみを実施した場合

■河川の状況（上空より）※イメージ



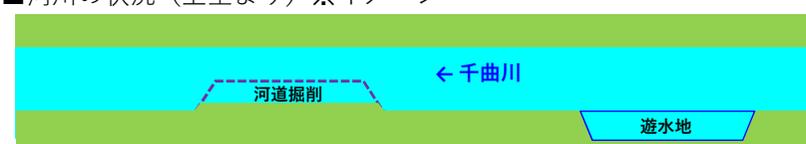
■水位縦断面図 ※イメージ



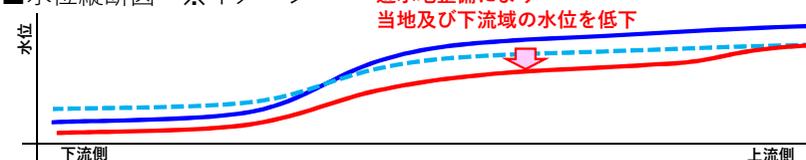
河道掘削を実施することで上流域の水位が低下するが、下流域では水位が上昇する恐れがある。

## 河道掘削とあわせて遊水地を整備

■河川の状況（上空より）※イメージ



■水位縦断面図 ※イメージ



**水位凡例**

- 河道掘削実施前
- 河道掘削のみ実施後
- 河道掘削・遊水地整備後

河道掘削とあわせて遊水地を整備することで、流域全体の水位低下を図る。

# 遊水地の必要性について(塩崎遊水地)

- ・令和元年東日本台風洪水時、篠ノ井塩崎地区では千曲川・聖川合流点付近にて堤防越水による浸水被害が発生。
- ・河道掘削及び塩崎遊水地を含む千曲川中流遊水地群の整備により、堤防越水の要因となった千曲川・聖川合流点付近の水位低下を図る。

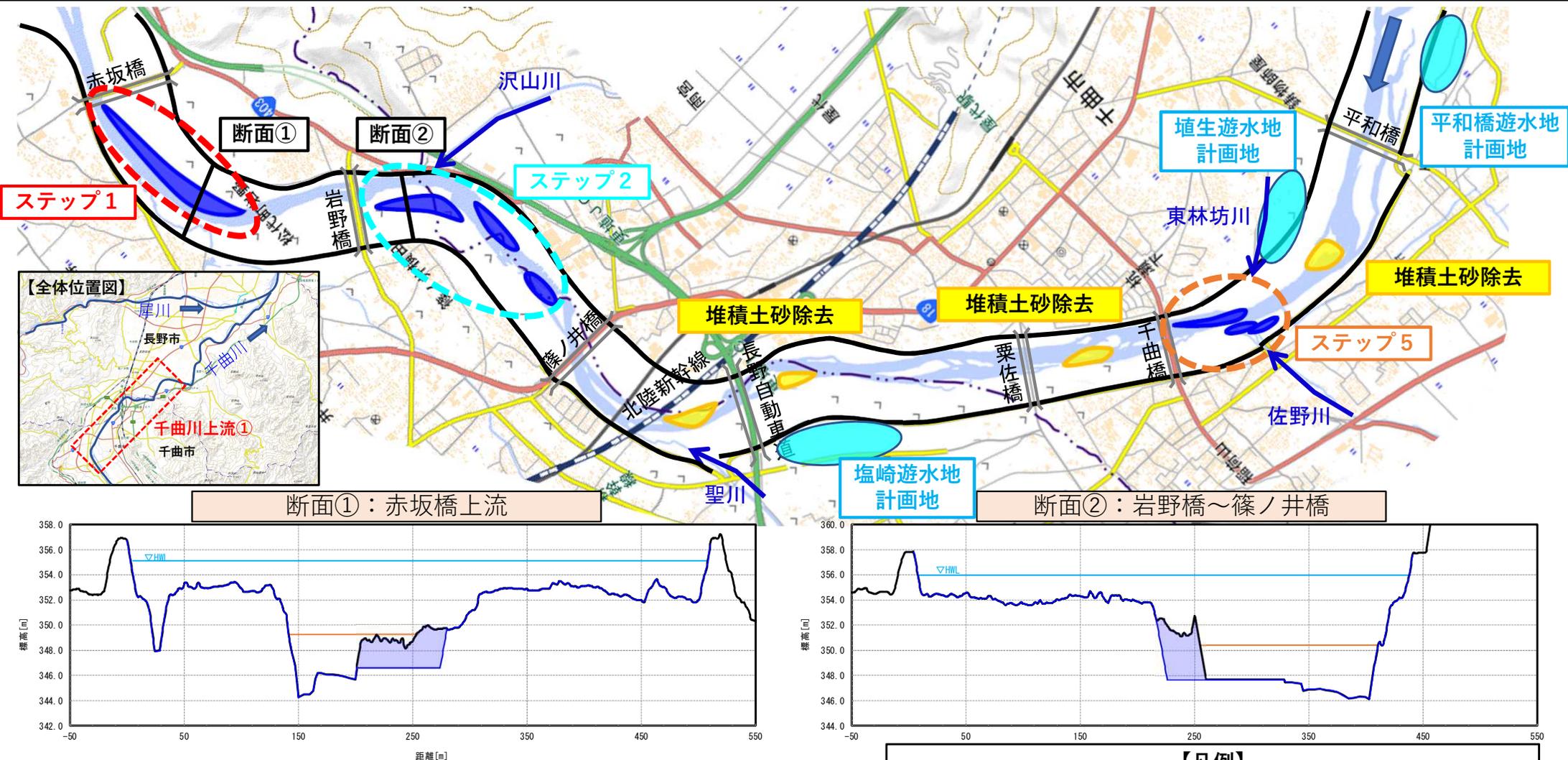
## 令和元年東日本台風洪水時の浸水状況と遊水地の配置



※ 浸水範囲は、TEC-FORCEによる浸水範囲調査 (R1.10.15~10.18実施) の結果による。

# 信濃川水系緊急治水対策プロジェクトにおける河道掘削箇所について(千曲川上流①)

- 信濃川流域全体での上下流バランスや氾濫域のリスク等を総合的に勘案しつつ、令和2年度から千曲川本川の水位低下を目指して河道掘削を段階的に進め、遊水地整備と合わせて令和元年東日本台風規模の洪水を計画堤防高以下で流下させる。(R9年度末まで)
- 河道掘削を行うことで洪水時に流れる断面を大きくするだけでなく、掘削区域の冠水頻度が上がることで樹林化も抑止することができる。



## <緊急治水対策プロジェクト目標>

【R9年度末まで】

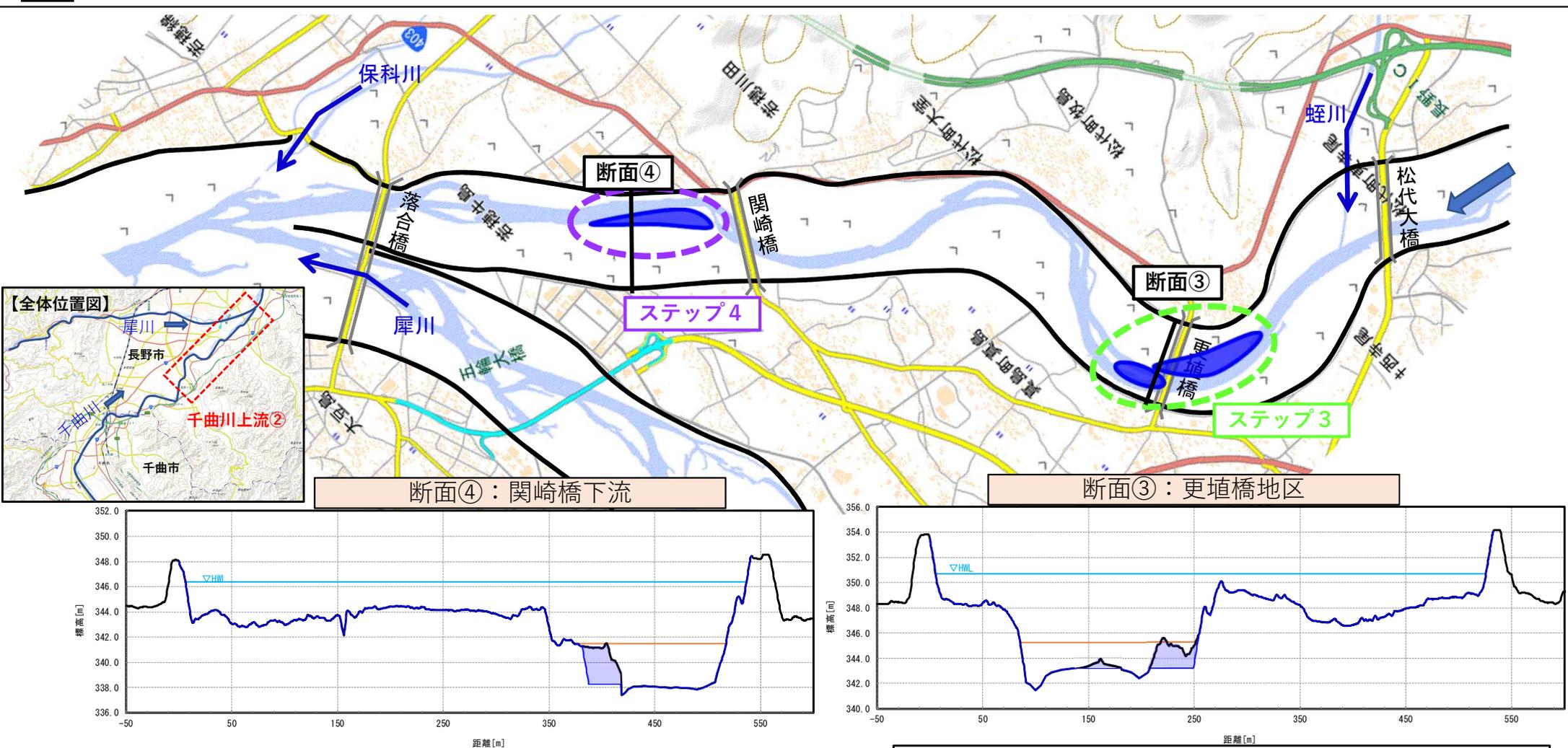
令和元年東日本台風における、千曲川本川からの越水等による家屋部の浸水を防止。

- 【凡例】
- 河道掘削施工ステップ
  - 掘削範囲
  - 堆積土砂除去
  - 現況河道
  - プロジェクト河道
  - 概ね1年に1回冠水する高さ

※河道掘削については上下流バランスを踏まえ、段階的に掘削を行う予定  
 なお、詳細な河道掘削範囲は今後、測量結果等を踏まえて決定する

# 信濃川水系緊急治水対策プロジェクトにおける河道掘削箇所について(千曲川上流②)

- 信濃川流域全体での上下流バランスや氾濫域のリスク等を総合的に勘案しつつ、令和2年度から千曲川本川の水位低下を目指して河道掘削を段階的に進め、遊水地整備と合わせて令和元年東日本台風規模の洪水を計画堤防高以下で流下させる。(R9年度末まで)
- 河道掘削を行うことで洪水時に流れる断面を大きくするだけでなく、掘削区域の冠水頻度が上がることで樹林化も抑止することができる。



**<緊急治水対策プロジェクト目標>**

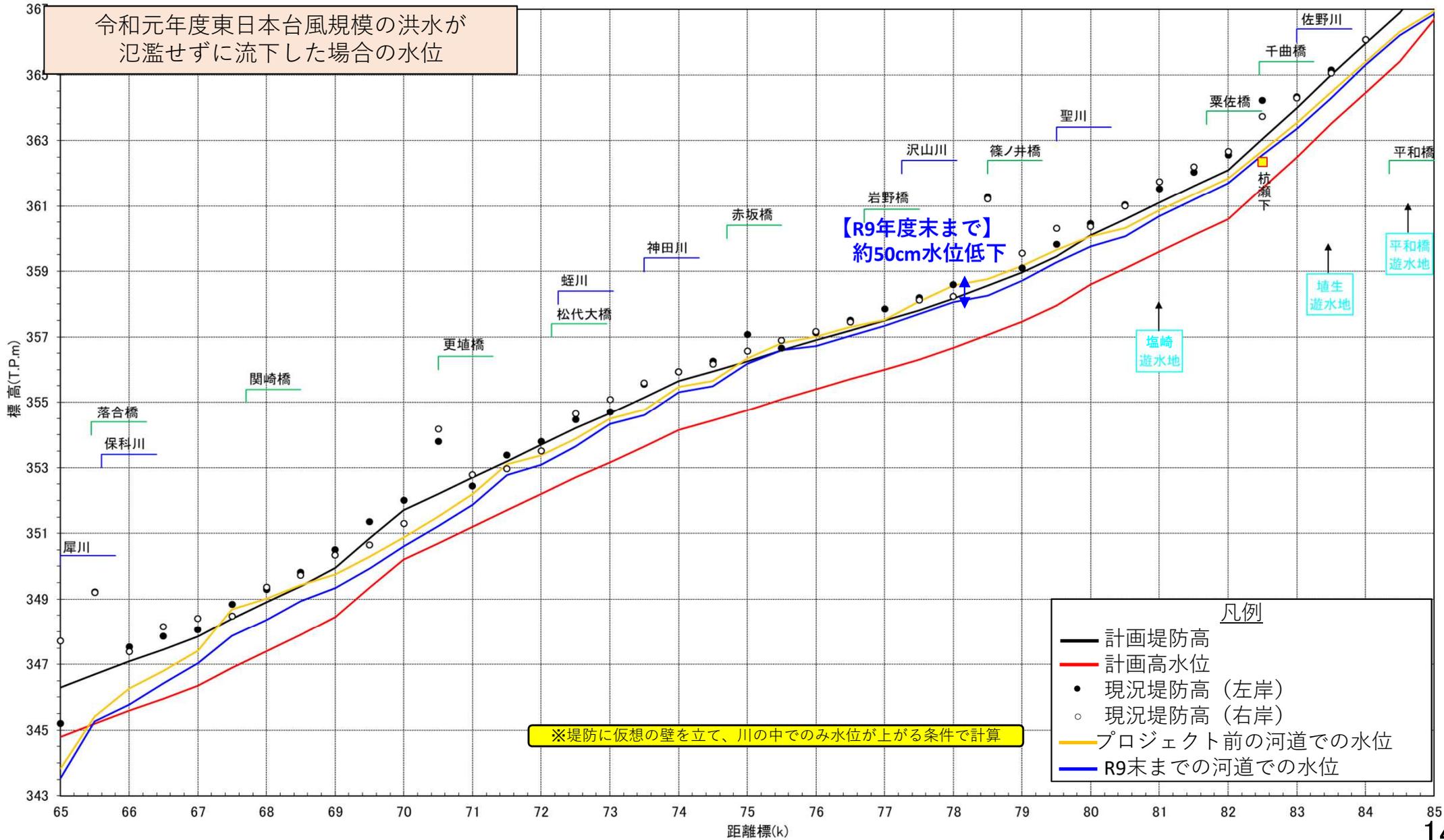
**【R9年度末まで】**  
令和元年東日本台風における、千曲川本川からの越水等による家屋部の浸水を防止。

- 【凡例】**
- 河道掘削施工ステップ
  - 掘削範囲
  - 堆積土砂除去
  - 現況河道
  - プロジェクト河道
  - 概ね1年に1回冠水する高さ

※河道掘削については上下流バランスを踏まえ、段階的に掘削を行う予定  
なお、詳細な河道掘削範囲は今後、測量結果等を踏まえて決定する

# 河道掘削等の水位低下効果について(千曲川上流)

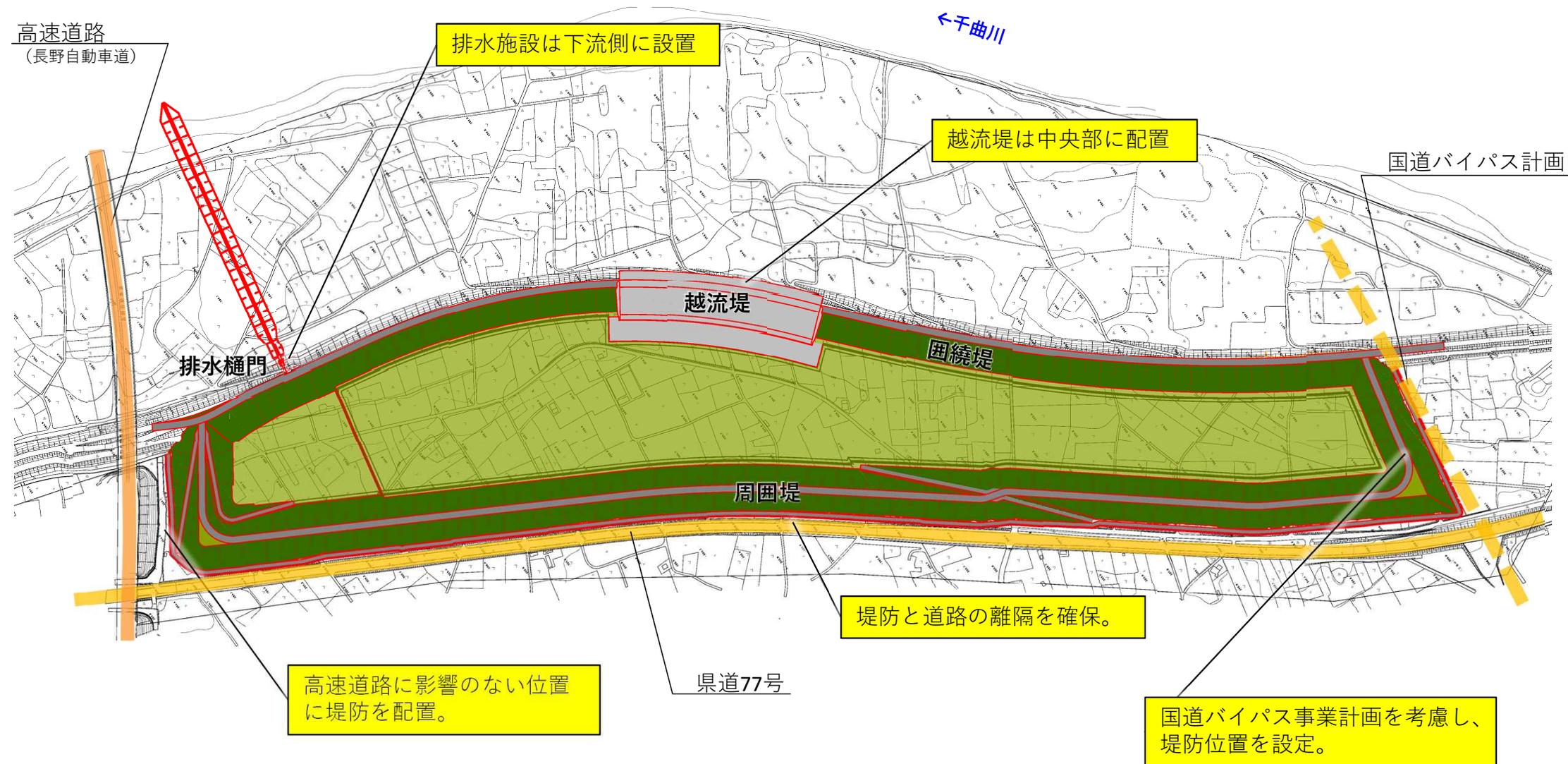
- 令和2年度からの各年の河道掘削により、段階的に水位の低下を図る。
- 令和9年度までに河道掘削・遊水地の整備により、犀川合流点上流の水位を計画堤防高以下に収め、千曲川本川からの越水を防止する。



## 4. 塩崎遊水地の設計

# 塩崎遊水地 平面図

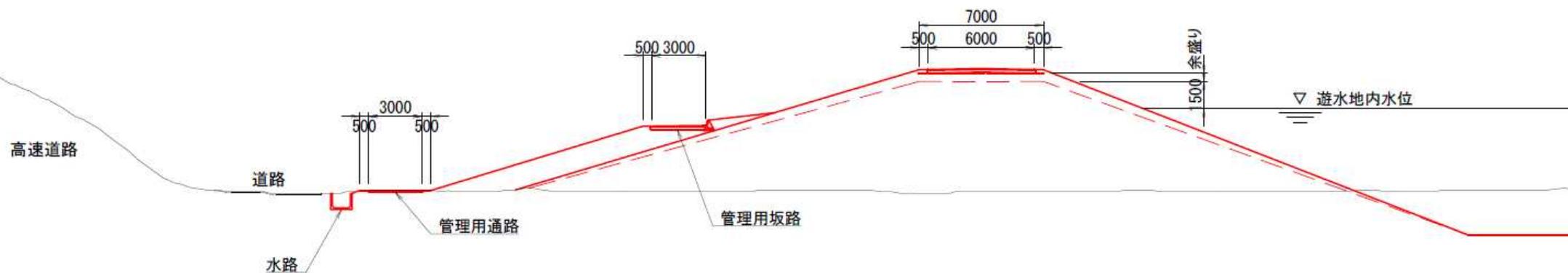
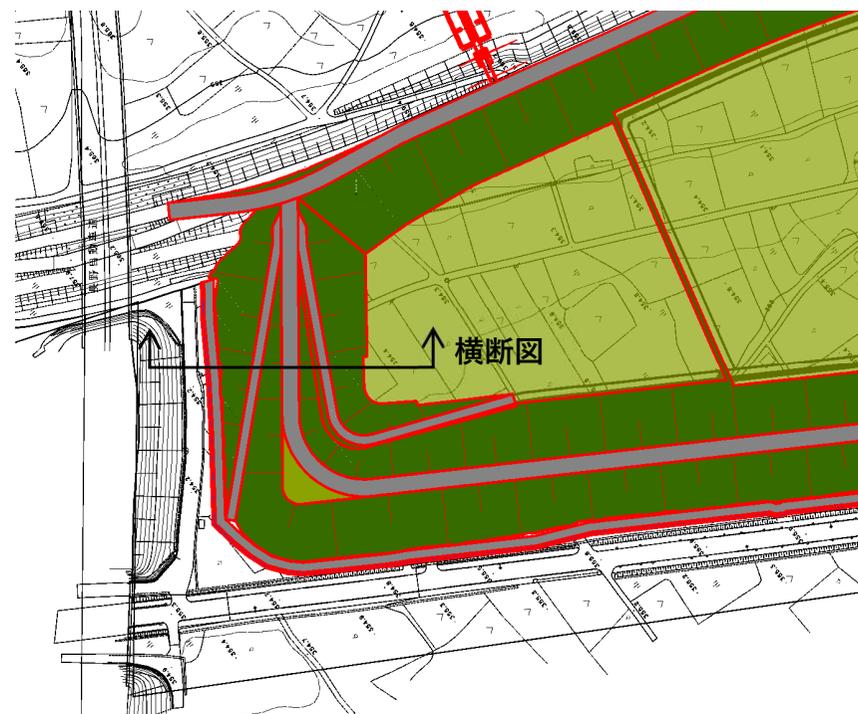
- ・ 高速道路(長野自動車道)、県道77号、国道バイパス事業計画を考慮し、遊水地を形成する。



※図面は、測量調査、地元調整などにより、今後変更となる可能性があります。

## 塩崎遊水地 周囲堤(下流側)

- ・周囲堤は、高速道路(長野自動車道)に影響のない位置に設置する。
- ・周囲堤法尻(住宅地側)には水路及び管理用道路を設置する。また、必要箇所には坂路を設置する。



※図面は、測量調査、地元調整などにより、今後変更となる可能性があります。

## 塩崎遊水地 周囲堤(県道併走区間)

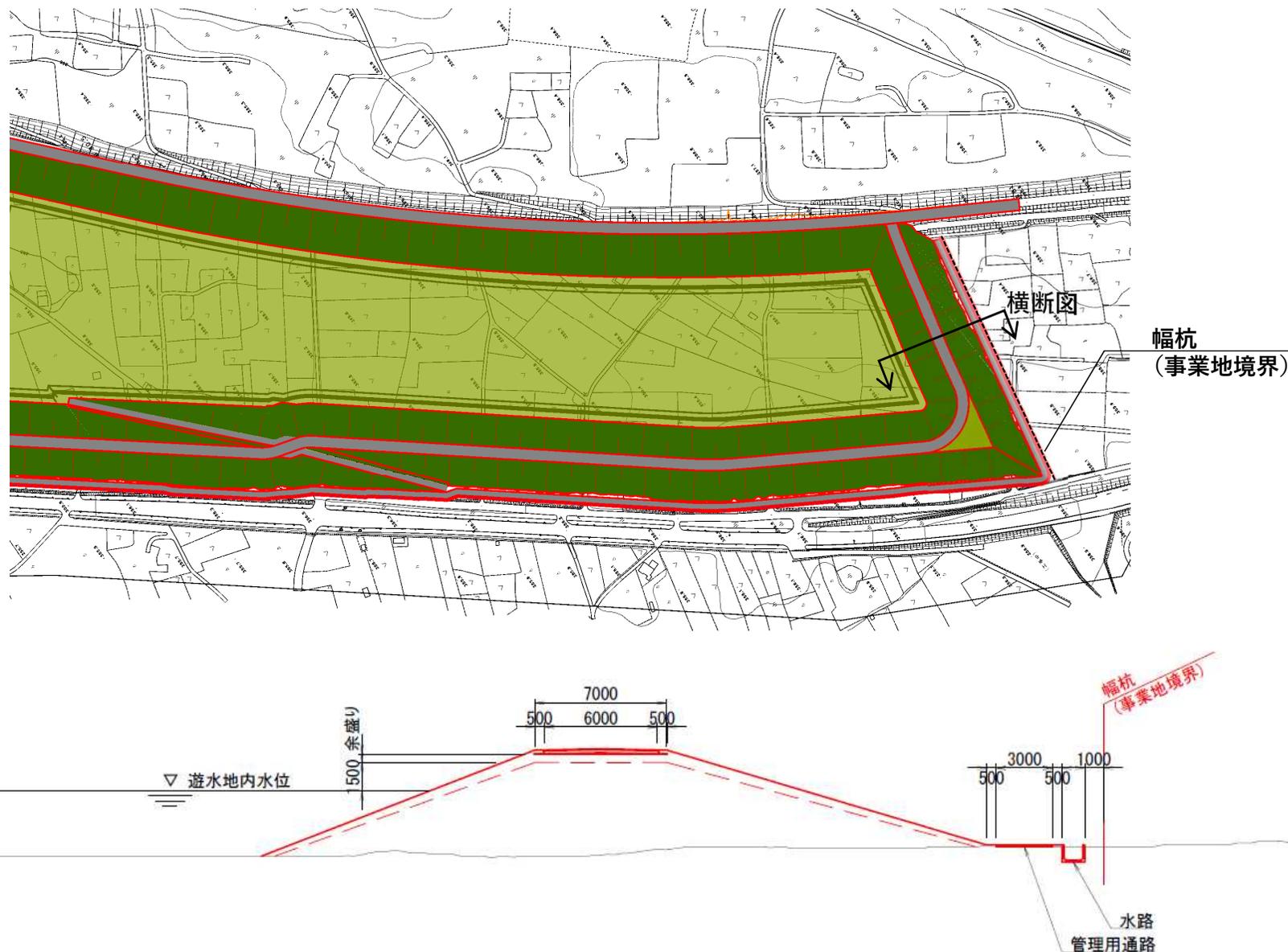
- ・周囲堤は、県道及び県道横の側道に影響のない位置に設置する。
- ・周囲堤県道側法尻には水路及び管理用道路を設置する。



※図面は、測量調査、地元調整などにより、今後変更となる可能性があります。

## 塩崎遊水地 周囲堤(上流側)

- ・周囲堤は、国道バイパス計画を考慮し位置を設定。
- ・周囲堤法尻(住宅地側)には水路及び管理用道路を設置する。
- ・遊水地に関連する施設(水路)から1m離れの位置に幅杭(事業地境界)を設定する。

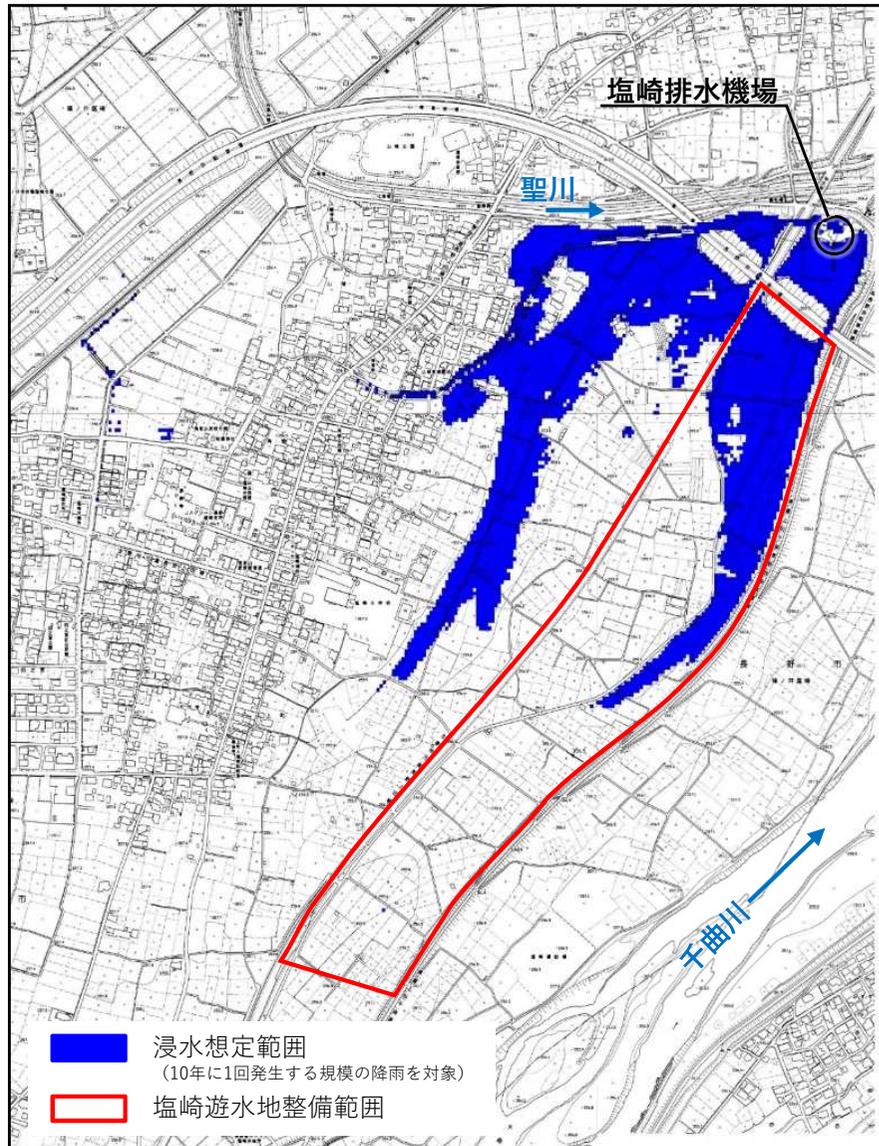


※図面は、測量調査、地元調整などにより、今後変更となる可能性があります。

## 5. 内水対策

# 塩崎遊水地整備に伴う内水対策

- ・ 塩崎遊水地整備に伴い、はん濫原が減少することによる周辺への浸水範囲の拡大の影響を、長野県で実施している湛水防除事業(塩崎排水機場改修)の検討モデルにより把握。
- ・ 湛水防除事業(塩崎排水機場改修)により期待される効果が得られる規模の能力を備えた排水ポンプを新たに整備する。
- ・ 長野県、長野市と連携し、新たな排水ポンプは塩崎排水機場内に設置し、聖川を通じ千曲川へ排水する計画とする。



塩崎排水機場 (外観)



塩崎排水機場 (屋内)

## 6. 令和5年度以降の予定

# 塩崎遊水地 令和5年度以降の予定（事業関係）

- ・ 塩崎遊水地は、令和5年度から事業化し、用地買収及び工事着手を予定。
- ・ 工事着手は年度末(R6.3頃)から予定。工事着手に向けて内水対策を含む詳細設計を進めたため、令和5年度も現地調査を実施。
- ・ 令和5年度より、堤外地(堤防より河川側の土地)について、遊水地事業に必要な範囲の用地調査を予定。
- ・ 工事の手順は、**1.排水樋門**、**2.遊水地上流側**、**3.遊水地下流側**、**4.越流堤付近**を想定。(詳細は、以下「事業の優先順位」を想定。)

## ■事業の優先順位（塩崎遊水地）

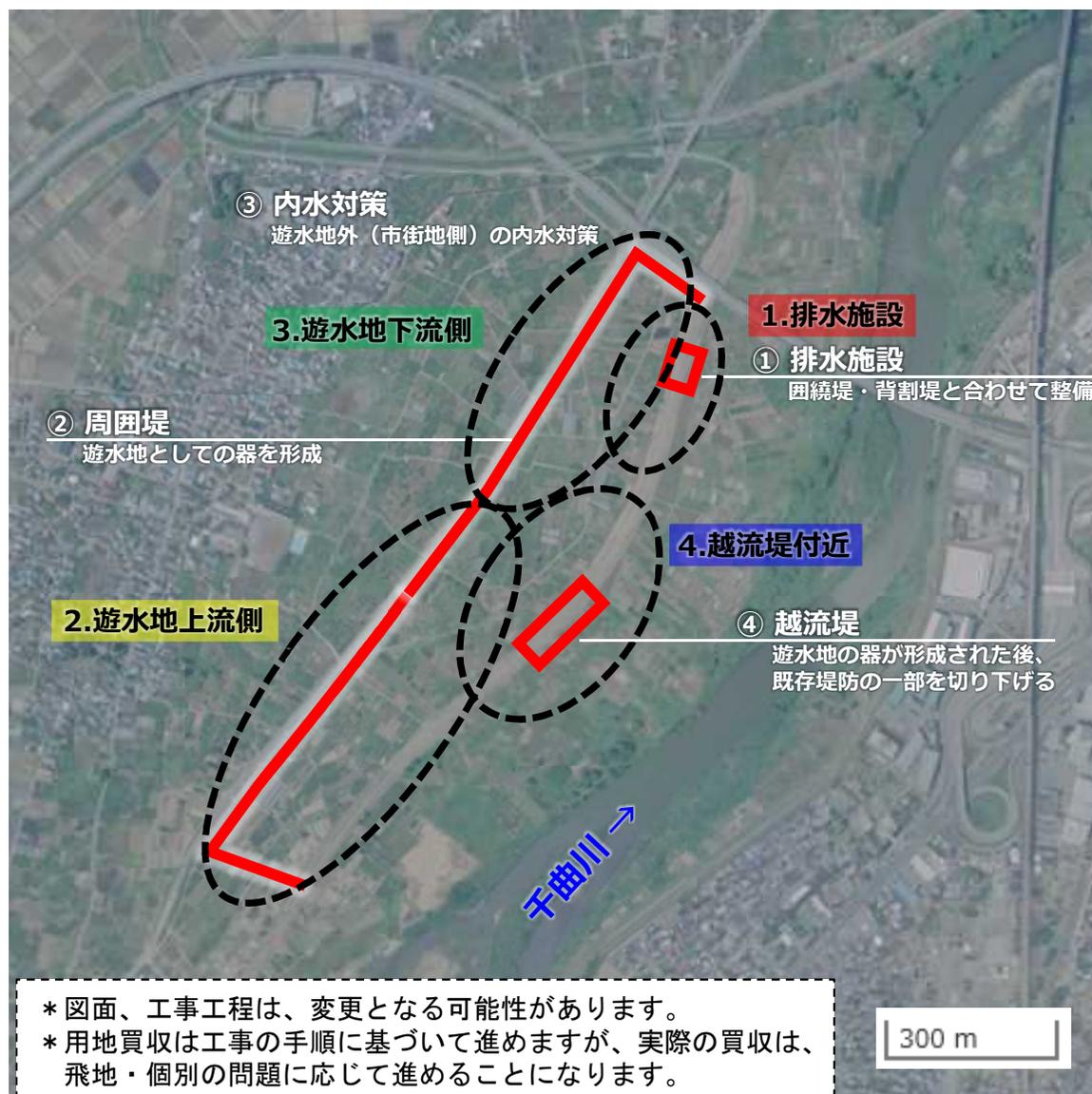
下記の優先順位をベースに工事を進める予定。

### <遊水地整備>

- ① 排水施設**  
周囲堤より先に整備し、遊水地内の排水系統を確保。
- ② 周囲堤**  
遊水地としての器を形成。
- ③ 内水対策**  
遊水地外（市街地側）の内水対策を実施。
- ④ 越流堤**  
遊水地としての器が形成された後、既存堤防の一部を切り下げ越流堤とする。

## ■令和5年度以降の予定

内容	項目及び実施時期（予定）
現地調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅杭設置測量 [R5. 4頃～]</li> <li>・ 地質調査（周囲堤） [R5. 5頃～]</li> <li>・ 用地調査（堤外地） [R5年度～]</li> </ul>
用地買収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用地契約 [R5. 冬頃～]</li> </ul>
工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事着手 [R6. 3頃～]</li> </ul>





## 7. 用地補償の進め方

# 用地補償 の手続き

みなさまのご理解をいただけるよう誠意をもって業務を進めてまいります。

用地補償の手続きは、みなさまとご相談しながら、概ね次のとおり段階的に進めていきます。

## 事業計画～用地等調査



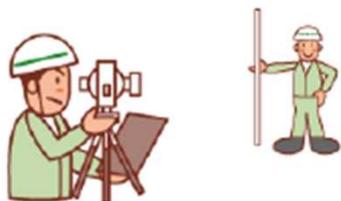
### ① 事業計画などの説明

事業を円滑に進めるため、地域のみなさまに計画の概要、施工計画などをご説明します。



### ② 用地幅杭の打設

事業計画についてみなさまのご理解をいただきますと、みなさまの土地に立ち入りさせていただき、事業に必要な用地の境界に幅杭を打設します。



### ③ 土地や建物などの調査

みなさまからお譲りいただく土地の面積や移転していただく建物、塀や看板などの工作物、庭木などの立木を詳しく調査します。  
調査の方法は3ページのとおりです。



### ④ 土地調書・物件調書の確認

調査の結果に基づき、お譲りしていただく土地の所在及び面積、移転していただく物件の種類や数量などを確認していただきます。

## 補償内容の説明～契約・支払、事業用地管理



### ⑤ 補償内容及び補償金の説明

適正で公平な補償を行うため、国が定めた統一的な基準に基づき、補償金を算定し、みなさまに誠意をもってご説明いたします。主な補償の種類と算定の方法は4～7ページのとおりです。



### ⑥ 契約

補償内容にご了解をいただきますと、書面で契約させていただきます。契約内容をご説明し、ご理解をいただいたうえで署名、押印をお願いすることになります。



### ⑦ 土地の登記・建物などの移転及び土地の引き渡し

みなさまで、建物、工作物、立木などを移転して土地を引き渡していただきます。  
なお、お譲りいただく土地の分筆・所有権移転登記は私どもが行います。



### ⑧ 補償金のお支払い

建物、工作物、立木などを移転して土地を引き渡していただいた後、補償金についてお支払いすることになります。  
支払いの方法は8ページのとおりです。



### ⑨ 事業用地の管理

引き渡しを受けた土地については工事着手までの間、事業予定地として適正に管理します。